三　認定株式分配前の当該認定株式分配に係る完全子法人の法人税法施行令第四条の三第四項第二号に規定する特定役員の全てが当該認定株式分配に伴つて退任をするものでないこと。

四　認定株式分配に係る完全子法人の当該認定株式分配の直前の従業者のうち、その総数のおおむね百分の九十以上に相当する数の者が当該完全子法人の業務に引き続き従事することが見込まれていること。

五　認定株式分配に係る完全子法人の当該認定株式分配前に行う主要な事業が当該完全子法人において引き続き行われることが見込まれていること。

六　認定株式分配に係る完全子法人が事業の成長発展が見込まれるものとして経済産業大臣が定める要件を満たすものであること。

2　法第六十八条の二の二第一項の規定の適用がある場合におけるその適用に係る同項に規定する法人及びその株主等（法人税法第二条第十四号に規定する株主等をいう。）に対する所得税法施行令及び法人税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

所得税法施行令第六十一条第二項第三号ロ	金額（		金額を当該現物分配法人が当該株式分配の直前に有していた当該完全子法人の株式の数で除して計算した金額に当該株式分配により当該現物分配法人の株主等に交付した当該完全子法人の株式の数を乗じて計算した金額（
法人税法施行令第八条第一項第十六号	によりその株主等に交付した	次号	以下この号及び次号
	に係る	金額	金額を当該現物分配法人が当該直前に有していた当該完全子法人株式の数（出資にあつては、金額。以下この号及び次号において同じ。）で除し、これに当該適格株式分配により当該現物分配法人の株主等に交付した当該完全子法人株式の数を乗じて計算した金額
法人税法施行令第八条第一項第十七号ロ	金額（		金額を当該現物分配法人が当該直前に有していた当該完全子法人株式の数で除し、これに当該株式分配により当該現物分配法人の株主等に交付した当該完全子法人株式の数を乗じて計算した金額（
法人税法施行令第二十三条第一項第三号ロ	金額（		金額を当該現物分配法人が当該株式分配の直前に有していた当該完全子法人の株式の数で除し、これに当該株式分配により当該現物分配法人の株主等に交付した当該完全子法人の株式の数を乗じて計算した金額（
法人税法施行令第百十九条の四第五項	又は適格現物分配	、適格現物分配又は株式分配	
	又は被現物分配法人	、被現物分配法人又は当該株式分配に係る現物分配法人の株主等	

3　経済産業大臣は、第一項第六号の規定により要件を定めたときは、これを告示する。

第三十九条の三十五の四第二十六項中「第二十七条の四第二十八項」を「第二十七条の四第二十九項」に改める。

第三十九条の三十六第二号中「（昭和四十七年政令第百五十一号）」を削り、同条第四号を削り、同条第五号中「附則第九十二条第八項若しくは第十項」を「附則第九十二条第十項」に改め、「第四十七条、」を削り、同号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とし、同条第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

十　所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第四十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十三条の二の規定

第四十条の三第二号中「及び日本赤十字社」を「、日本赤十字社及び福島国際研究教育機構」に改める。

第四十条の四の三第九項第二号、第十項第一号、第十一項第一号及び第十七項中「第七十条の二の二第十四項各号」を「第七十条の二の二第十六項各号」に改め、同条第二十項中「第七十条の二の二第十二項第二号」を「第七十条の二の二第十二項第一号」に改め、同条第二十一項中「第七十条の二の二第十二項第二号」を「第七十条の二の二第十二項第一号」に、「に死亡した他の贈与者がある場合において、その死亡につき同項第二号」に、「金額がある場合には、当該みなされた金額」を「同項第一号に規定する管理残額があるときは、当該管理残額」に、「同日前に死亡した」を「当該」に、「がある場合において、その死亡につき同号」を「の死亡につき同条第十二項第二号」に、「ときは」を「場合には」に、「同項本文」を「同条第一項本文」に改め、同条第二十二項中「第七十条の二の二第十四項第一号」を「第七十条の二の二第十六項第一号」に改め、同条第二十三項中「第七十条の二の二第十四項第二号」を「第七十条の二の二第十六項第二号」に改め、同条第二十四項中「第七十条の二の二第十四項第一号」を「第七十条の二の二第十六項第一号」に改め、同条第二十六項中「第七十条の二の二第十四項第二号」を「第七十条の二の二第十六項第二号」に改め、同条第二十七項中「第七十条の二の二第十四項第一号」を「第七十条の二の二第十六項第一号」に改め、同項第四号を削り、同条第四十七項中「第七十条の二の二第十七項」を「第七十条の二の二第二十項」に改め、同条第四十八項中「第七十条の二の二第二十二項」を「第七十条の二の二第二十四項」に改める。

第四十条の四の四第二十五項中「第七十条の二の三第十四項」を「第七十条の二の三第十四項第一号」に改める。

第四十条の四の五第二項中「金額は」を「金額は、同項」に、「）は」を「）は、同条第一項」と、「価額」とあるのは「価額。以下この項において同じ。）」に、「同項の」を「同条第一項の」に改める。

第四十条の五の次に次の二条を加える。

（特定贈与者が二人以上ある場合における特定贈与者ごとの贈与税の課税価格から控除する金額の計算）

第四十条の五の二　法第七十条の三の二第一項に規定する相続時精算課税適用者がその年中において二人以上の同項に規定する特定贈与者（以下この条において「特定贈与者」という。）からの贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により財産を取得した場合には、同項の規定により控除する金額は、特定贈与者の異なるごとに、百十万円に、特定贈与者ごとの贈与税の課税価格が当該課税価格の合計額のうちに占める割合を乗じて計算するものとする。

（相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例）

第四十条の五の三　法第七十条の三の三第一項に規定する政令で定める災害は、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害とする。

2　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　想定価額　法第七十条の三の三第一項に規定する災害（以下この条において「災害」という。）により被害を受けた建物の特定贈与者（同項に規定する特定贈与者をいう。次項において同じ。）からの贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。）の時における価額にイに掲げる年数をロに掲げる年数で除して得た数を乗じて計算した金額をいう。

イ　当該災害が発生した日において当該建物の使用可能期間のうちいまだ経過していない期間として財務省令で定める期間の年数

ロ　当該贈与の日において当該建物の使用可能期間のうちいまだ経過していない期間として財務省令で定める期間の年数